

令和元年 8月30日

消費税率改定に伴う乗合バス運賃の改定について(認可申請中)

三重交通株式会社(取締役社長:竹谷賢一 本社:津市中央1番1号)は、令和元年10月1日から予定されている消費税率引き上げに伴い、乗合バス運賃を改定すべく、現在国土交通省に認可申請しておりますので、下記の通りお知らせいたします。

何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

記

1. 改定理由

令和元年10月1日から予定されている消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴い、消費税率引き上げ分(8%→10%)相当を、乗合バス運賃に転嫁させていただきます。

2. 改定概要

- (1) 基本的な考え方 消費税及び地方消費税の税率引き上げ分の転嫁にあたっては、国土交通省から示された指針に基づき実施させていただきます。
- (2) 運賃改定実施日 令和元年10月1日
- (3) 平均改定率 1.847%(参考:消費税率引き上げ率1.852%)
- (4) 運賃概要

区 分		現行運賃額	改定額
現金、普通券、回数券		180円 ~ 260円	±0円
		270円 ~ 800円	+10円
		810円 ~ 1,340円	+20円
		以降、運賃額に110/108を乗じ、10円単位に四捨五入した額	
	津地帯制1区	220円	±0円
	津地帯制2区	240円	+10円
	津地帯制3区	260円	+10円
定期券	通勤定期券	現行の定期券額に110/108を乗じて、10円単位に四捨五入	
	通学定期券	現行の定期券額に110/108を乗じて、100円単位に切り上げ	

- (5) 主要区間運賃新旧対照 別紙のとおり

3. その他

(1) 三重京都高速バス

津・四日市 ~ 京都 大人片道2,550円 ⇒ 2,600円 、 大人往復4,100円 ⇒ 4,200円
関 ~ 京都 大人片道2,350円 ⇒ 2,400円 、 大人往復4,100円 ⇒ 4,200円

(2) その他

三交伊勢志摩交通株式会社、三重急行自動車株式会社、八風バス株式会社においても消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴う運賃改定を予定しております。

<お問い合わせ先> バス営業部 乗合営業課 059-229-5533

以上



令和元年8月30日
三重交通株式会社

主要区間運賃新旧対照

単位:円

区 間	普通運賃(大人)				通勤1ヶ月定期券				通学1ヶ月定期券			
	現行	改定	加算額	改定率 (%)	現行	改定	加算額	改定率 (%)	現行	改定	加算額	改定率 (%)
初乗運賃	180	180	0	0.0	7,340	7,480	140	1.9	4,000	4,100	100	2.5
津駅前 ~ 三重会館前	220	220	0	0.0	9,170	9,340	170	1.9	5,000	5,100	100	2.0
津駅前 ~ 御殿場口	240	250	10	4.2	10,090	10,280	190	1.9	5,500	5,700	200	3.6
津駅前 ~ 藤枝東	240	250	10	4.2	10,090	10,280	190	1.9	5,500	5,700	200	3.6
工業高校前(津) ~ 白塚小学校前	260	270	10	3.8	11,010	11,210	200	1.8	6,000	6,200	200	3.3
名張駅東口 ~ 百合が丘	230	230	0	0.0	9,630	9,810	180	1.9	5,000	5,100	100	2.0
松阪駅前 ~ 三重高校前	330	340	10	3.0	13,760	14,010	250	1.8	7,500	7,700	200	2.7
近鉄四日市 ~ 三重団地	370	380	10	2.7	15,600	15,890	290	1.9	8,500	8,700	200	2.4
近鉄四日市 ~ キオクシア正門前 (旧:東芝四日市前)	410	420	10	2.4	17,430	17,750	320	1.8	9,500	9,700	200	2.1
伊勢病院前 ~ 大倉うぐいす台	450	460	10	2.2	19,270	19,630	360	1.9	10,500	10,700	200	1.9
桑名駅前 ~ 西桑名ネオポリス	560	570	10	1.8	22,940	23,360	420	1.8	13,000	13,300	300	2.3
名古屋・栄 ~ 大山田団地	1,030	1,050	20	1.9	36,390	37,060	670	1.8	19,000	19,400	400	2.1
名古屋 ~ 桜台・桜花台	1,230	1,250	20	1.6	42,510	43,300	790	1.9	19,000	19,400	400	2.1
名古屋市内	220	220	0	0.0	9,170	9,340	170	1.9	5,000	5,100	100	2.0

消費税率改定に伴う乗合バス運賃の改定について

(認可申請中)

平素は、当社バスをご利用いただきましてありがとうございます。

このたび、10月1日より消費税率の変更に伴い、消費税及び地方消費税率引上げ分(8%→10%)を乗合バス運賃へ適正に転嫁させていただきます。今後も、安全輸送、サービス向上に努めるとともに、お客様に愛され親しまれるバスをめざし、尚一層の努力を重ねてまいりますので、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【普通旅客運賃】

9月30日までの運賃額	10月1日以降
270円 ~ 800円	10円加算
810円 ~ 1,340円	20円加算
1,350円 ~ 1,880円	30円加算
以降、運賃額に110/108を乗じ、10円単位に四捨五入した額とする。	
津地帯制2区 240円	10円加算
津地帯制3区 260円	10円加算

※高速バス・市町村等のコミュニティバスを除きます

【定期券運賃】

券種	10月1日以降
通勤定期券	現行定期券額に110/108を乗じて、10円単位に四捨五入
通学定期券	現行定期券額に110/108を乗じて、100円単位に切り上げ

【改定による乗車券類の取扱いについて】

令和元年9月30日までに買い求めの乗車券は、次のとおりお取り扱いいたします。

- ・定期券 ☆お手持ちの定期券は通用期間中そのまま有効です。
☆通用開始日が改定日(10月1日)以降であっても、9月30日までに購入される場合は旧運賃になります。
- ・ICカード ☆そのままご使用ください。(新運賃をカードから引き落とします)
- ・回数券 ☆改定日から、券面表示運賃と新運賃の差額を補充してご使用ください。
ただし、区間指定のあるものは、通用期間中そのまま有効です。
- ・バスカード ☆そのままご使用ください。(新運賃をカードから引き落とします)
- ・普通券 ☆区間指定のあるものは、通用期間中そのまま有効です。
- ・高速バス乗車券 ☆通用開始日が改定日(10月1日)以降であっても、9月30日までに購入される場合は旧運賃になります。

払い戻し ◎乗車券の払い戻しが必要な方は、当社の発売窓口にお申し出下さい。

券種	払い戻し額	払い戻し期間
普通券	券面表示額	令和元年10月31日まで
回数券	発売金額(1冊分)×残券枚数/総券片数(1冊分)	

詳細は、三重交通 乗合営業課(059-229-5533) または最寄りの営業所へお問い合わせください。



三重交通株式会社